

老人医療費の支給について（お知らせ）

健康保険で保険給付の対象となる医療費の自己負担分の一部が助成される制度です
(附加給付金等の一部負担還元金・高額療養費・入院時食事療養費・保険外併用療養費・薬の容器代等は除かれます)

助成対象

住民税非課税世帯に属する67歳から69歳の方で、認定要件(別紙参照)を全て満たす方が対象となります。

県内の医療機関等で受診される場合

受診の際に、「健康保険証」と「老人医療費受給者証」を医療機関等（調剤薬局含む）の窓口へ提示すると保険診療にかかる自己負担が2割負担となります。

提示しなかった場合は、3割負担していただき、下記の「県外の医療機関で受診される場合」と同様の払戻しの手続きをお願いします。

県外の医療機関で受診される場合

県外の医療機関等の窓口では受給者証は使用できませんので、窓口で3割負担していただき、後日下記のものをご持参の上、保険課医療係又は行政局住民福祉課で1割分の払戻しの手続きをしてください。

※払戻し手続の有効期限は、受診日の翌日から5年以内です。

《払戻しに必要なもの》

- 領収証（受診者名・受診年月日・保険点数・金額・医療機関名・印のあるもの）
- 「老人医療費受給者証」 健康保険証
- 受給者様の振込先口座の分かるもの

医療費の窓口負担

外来：2割を自己負担 入院：2割を自己負担

※ただし下表の自己負担限度額までの負担となります。

1ヶ月の自己負担限度額

自己負担限度額			
	外来（個人ごと）	入院	世帯単位
Ⅱ	8,000 円	24,600 円	24,600 円
I		15,000 円	15,000 円

- ・低所得Ⅱ：世帯全員が市民税非課税
- ・低所得Ⅰ：世帯全員が市民税非課税であって全員の所得が一定基準以下

★1ヶ月の自己負担が高額になったら、払戻しが受けられます。

1ヶ月の自己負担（保険外診療・食事代・部屋代は含みません）がオモテの表に示す限度額を超えた場合は、市から払戻しが受けられます。翌月以降に「県外の医療機関で受診される場合」と同様の手続をお願いします。なお、実際の払戻しは後日となります。

《 注意事項 》

- ★後日、附加給付金などの一部負担還元金がある場合、助成額の一部又は全額を田辺市に返納いただくことがあります。
- ★入院時等、医療費が高額になる場合は、加入健康保険で限度額適用認定証等の交付を受けて医療機関等へ提示してください。
- ★健康保険証が変わったとき（保険者番号がそのままでも、記号や番号が変わった場合も含む）は新しい保険証と印鑑（認印可）をご持参の上、保険課医療係又は行政局住民福祉課で保険変更手続が必要です。
- ★住所に変更があったときは、受給者証をご持参の上、保険課医療係又は行政局住民福祉課までお越しください。
- ★受給者証は、毎年7月末に資格判定をするため1年毎に更新されます。世帯状況や所得更正などの異動により資格をさかのぼり喪失する場合があります。

《 問い合わせ先 》

田辺市保険課	☎0739-26-9926
龍神行政局住民福祉課	☎0739-78-0810
中辺路行政局住民福祉課	☎0739-64-0502
大塔行政局住民福祉課	☎0739-48-0301
本宮行政局住民福祉課	☎0735-42-0004